

平成23年度 国民の声に対する対応状況

対応可能なもの

(46件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(46件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局出張所の駐車場に、車が1台も停まっていなのに、駐車場の電気が夜中も煌々と点いている。節電の意識はあるのか。</p>	<p>庁舎駐車場に設置された外灯の節電に関する御意見です。 御指摘の駐車場の外灯は、屋外に設置されたセンサーにおいて明るさを感じし、自動的に夜間点灯する仕組みであるところ、防犯上の観点から、近隣住民の要請も踏まえて外灯の夜間点灯を行っているところで す。 御指摘の趣旨を踏まえ、今後は消費電力のより少ない電球に交換するなど、効果的な節電対策を講じてまいります。</p>
<p>毎年28度設定という事で暑いと思いながら法務局に仕事で出入りしている。 どこの局も窓に網戸がないので蚊が入ってくるなどして刺されて大変である。網戸を設置してもらえば大いに節電に協力するが、そうでなくても端末・プリンターの放熱で暑く、そんな環境で仕事していない関係・省庁で働いている人には分からない事であろう。中で働いている人は気の毒であり、下手すれば外の方が涼しい時もある。節電はいいが、熱中症の危険も考えていただければと思う。</p>	<p>節電と職場環境に関する御意見です。 本年5月13日付けで電力需給緊急対策本部で決定された「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」に基づき、当省において本年6月17日付けで「法務省節電実行計画」が策定されたことを受け、東京・東北電力管内の該当局に対しては、節電対策に係る取組を推進するとともに、職場における熱中症の予防及び対策についても適切な措置を講じよう通知しています。 御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも、職場環境に配慮するとともに、より効果的な節電対策に努めてまいります。</p>
<p>法務局出張所において、午前中、公用で公図の写し及び全部事項証明書を40数か所お願いし、3時過ぎに行くとマンションの一室の売買証明書がまだと言われた。敷地2万平米ぐらいある大規模マンションの内の一棟の一室だったが、土地が複数筆あるので「外」と入れてしまっていた為、敷地権は除くと書いていないので全て22筆取ったとのことだった。このうち8筆は200ページを超えており、全ての証明書を計ると15センチあった。何故こんな無駄なことをするのかと聞くと、外と書いてあったし申請書には敷地権を除くとは書いていなかったのでは全体的に責任者らしき人が出てきて言われた。通常は、申請者に必要か否か確認するのだが、いなかったため確認できなかったと言われた。 どうにも納得できなかったが、段ボール箱に入れて持ち帰った。おそらく法務省でノルマがあり、委託企業が成績を上げるためにこのようなことをしたとしか思えない。</p>	<p>登記事項証明書の発行手続に関する御意見です。 御指摘を受け、受託事業者を監督する立場にある地方法務局を通じて、受託事業者に対し、請求内容を十分に確認した上で証明書を発行するよう伝えました。 なお、本委託業務においては、受託事業者に対して、証明書の発行通数に関するノルマ等は設定していません。</p>
<p>私はよく法務局に行くが、そこで各市の職員が登記簿や公図などを取得している姿を見かける。 電子化されている法務局においては、インターネットにより閲覧、取得することができると思うが、何故わざわざ法務局に出向いて取得しているのか。これは、各市の職員の人件費及び、法務局の職員の人件費の無駄ではないかと思う。</p>	<p>市役所等職員の登記事項証明書の取得に関する御意見です。 各市の職員が法務局に出向いて登記事項証明書及び公図等の取得・閲覧を行っている理由については、各市における実情があるものと思われ、その具体的な業務内容については承知していませんが、御指摘の趣旨を踏まえ、インターネットによる閲覧等サービスの普及に努めるとともに、よりよい行政サービスの提供に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>子供が鑑別所に入っているが、子供との面会時間が短いと思う。面会室にいる人は少ない人数でがんばっているのだから、あまり苦情を言いたくない。</p> <p>しかし、受付にいる職員は、仕事らしい仕事もしてなくて、いつも話をしている。この人たちは面会に使えるのか。</p> <p>それに節電で我々の待合室はエアコンも入っていないが、受付は寒いくらいである。犯罪者の家族は暑くても仕方ないのか。</p>	<p>少年鑑別所の面会時間及び面会待合室の室温に関する御意見です。</p> <p>面会時間については、原則として1回当たり30分程度であり、できる限り面会時間を確保するよう努めているところですが、面会が込み合っている場合には、面会に来られた方に協力をお願いしているところです。なお、面会受付を担当する職員に対しては、職務規律の遵守について、引き続き適切な指導を行ってまいります。</p> <p>また、事務室及び面会待合室の室温は、政府全体の取組である電力需給対策のため、夏期は28度の温度設定としていました。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も面会の充実に努めてまいります。</p>
<p>法務省プロジェクトで従事しているシステムエンジニア(SE)は、かなり高額な単価で契約されているが、ベンダー側はSEの2次契約まではOKとしている。しかしながら実態は、3次契約者が安い単価で契約されており、明らかな契約違反を行っており、3次契約のSEがかなりの数を占めている。SE単価を見直すと共に、契約違反への罰則の適用や解雇を進めるべきではないだろうか。</p>	<p>法務省プロジェクトで従事しているSEに関する御意見です。</p> <p>法務省プロジェクトにおける役務契約は、契約の相手方と適正に締結しており、御指摘のように高額なSE単価で契約されている事実はありません。</p> <p>また、契約の相手方が再委託(再々委託(三次契約)を含む。)をする場合は、契約条項に基づいて、相手方から、再委託する理由等を記載した書面をあらかじめ提出していただき、当省の承諾を得た上で再委託を行うこととなっております。</p> <p>なお、契約違反の事実が判明した場合には、契約条項に基づき、適切に対処いたします。</p>
<p>組合優遇人事は是正されなかったが、4月の異動でも無視するようだったら下記の事項を会計検査院、オンブズマン、マスコミに告発する。</p> <p>○特別会計の不正流用で、レジャー施設・スポーツ等への補助、血圧計やマッサージ機等の購入、○特別会計廃止に伴い全庁のまだ使えるマッサージ機を回収して破棄、○法務局では、以前組合は勤務時間中に組合活動、○組合幹部は、長期にわたり本局内異動を繰り返す、○数年前に、たった1人非組合員だった職員は組合幹部と職員課の結託で調整手当ての付く所へは、異動をさせてもらえなかった、○現在も残業時間中に、出先では組合の役員をきめたり、メーデーなどの割り当てをあみだクジで決めている、○職員が印紙売り捌きをしていた時は、郵便局からの販売手数料で、職員旅行や飲み会などに好き勝手に使っていた</p> <p>以上のような不正を告発すれば、マスコミ等で大問題になり、蓮舫公務員改革大臣の公務員改革の目玉は法務局の解体になる。無視をせず、組合幹部や夫婦による本局勤務を改善して、職員の市内勤務は長くても3年程度で一度は市外異動をするべきである。調整切れた職員や長時間通勤、県外単身赴任職員がかわいそうである。</p>	<p>組合優遇人事等に関する御意見です。</p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、調査を行った結果、人事異動については、計画的かつ適正に行っており、御指摘のような人事異動は行っていませんでした。</p> <p>また、その他の御指摘につきましても、事実確認を行った結果、確認することはできませんでしたが、御指摘の趣旨を踏まえ、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>司法修習生のお給料の20万円も安すぎると不満を言っているのが問題になっているが、司法修習生の人数が多くなっているなか、やはり給料は渡すべきではないと思う。20万円ももらって修習させてもらっているという態度ではない。税金がこのように使われることこそ無駄遣いで腹が立つ。もらっている本人たちが価値をわかっているのに渡すべきではない。こういう人が弁護士になるような制度、この給与の制度は止めた方がよい。</p>	<p>司法修習生の給与に関する御意見です。</p> <p>司法修習生の給与については、従前は、国が司法修習生に対し給与を支給する制度が採られていましたが、この制度に代えて、平成23年11月1日から、修習資金を貸与する制度が導入されています(裁判所法第67条の2)。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>入管窓口の中韓通訳を法務省が50人配置したが、日本人は増税など負担を強いられ、東北の復興も進んでいない、まだ体育館で過ごしている人もいる。贅沢を言う被災者がいることも承知している。が、そのような状況で、韓国中国に対してなぜこれほど矢継ぎ早に便宜を図るような予算がすぐに出てくるのか、同じ日本人として、準公務員として理解に苦しむ。</p> <p>彼らが日本に来やすいようにして、日本国としてどんなメリットがあるのか。これだけ、不法滞在、違法な売春、生活保護の申請等すべて知れ渡っているのに、どうしてか？このままで日本は日本で無くなるとは考えられないか？ぜひ無駄な人員増員をやめていただきたい。</p>	<p>出入国審査時における通訳に関する御意見です。</p> <p>平成24年7月から新しい在留管理制度が導入されることにより、出入国港において中長期在留者に対して在留カードが発行・交付されるなど、出入国審査が複雑化することとなりますが、手続の案内を行う通訳人を配置することで、入国審査官が外国人に対して的確に制度の案内をすることができるとともに、入国審査官が審査業務に専念できるので、円滑かつ厳格な出入国審査を行うことができるようになります。</p> <p>なお、入国管理局としては、今後も摘発の強化等により更なる不法滞在者の縮減に努めるとともに、偽装滞在者への取締りを着実に実施することで、日本国民の安心・安全を守るための取組を引き続き行ってまいります。</p>
<p>法務省を始め主に官公庁の印刷物の入札案件に参加しているAという会社があるが、虚偽の申告をして入札に参加している旨を報告する。</p> <p>まずこの会社は名古屋に印刷工場を持っていて、そこで印刷業務を行っていることになっているが、この名古屋工場はBという全く別の会社の工場である。当然この名古屋工場にはAの社員など一人もおらず、Aは印刷の機械など一台も持っておらず、印刷の仕事をBに丸投げして請け負わせている。また、DTPなどの制作の業務も案件によっては全く別の会社に発注している場合もある。</p>	<p>官公庁の入札案件に参加している印刷業者に関する御意見です。</p> <p>御指摘の会社の入札参加資格につきましては、全省庁統一資格審査事務処理センターから入札参加資格がある旨通知を受けているところです。</p> <p>また、受注した業務を再委託しようとするときは、契約条項に基づき、再委託する理由等を記載した書面を提出し、当省の承諾を得た上で再委託を認めることとしています。</p> <p>なお、再委託に当たり、契約違反の事実が判明したときは、契約条項に基づき、適切に対処することとしております。</p>
<p>インターネットによる登記情報提供サービスについて、度々利用しているが、所有権のみの情報について、使用用途が少ないので、地積地目も併せて提供して欲しい。</p>	<p>インターネットによる登記情報サービスに関する御意見です。</p> <p>登記情報提供サービスでは、不動産の登記記録の全部の情報のほか、不動産の所有権登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所のみについての情報を確認することができます。</p> <p>この不動産の所有権登記名義人等のみについての情報は、対象となる不動産に係る現在の所有者の氏名及び住所等を確認されたいお客様等に御利用いただいております。御要望の「地目・地積」等の登記事項については、不動産の登記記録の全部の情報により提供しております。</p> <p>御意見を踏まえ、今後とも、よりよいサービスの向上に努めてまいります。</p>
<p>・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円の2件。衛星携帯電話は平岡法相が、電池パック込みで1台34万6500円、通信1回線約5000円の計上、必要ないのでは、衛星電話。何に使うのか？？聞かれない会話するためか？？これ以上バカな考え、発言はやめていただきたい。</p> <p>・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円。</p> <p>この予算を出した人を処分願いたい。処分がないから公務員の連中はなんでもやり放題になる。必ず厳しい処分を！！</p> <p>・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円。電池パック込みで1台34万6500円、通信1回線約5000円は異常な数字だ、高過ぎる！携帯電話はスマートフォンの最新機種でも4万円台。そもそも別に最新機種など使う必要も無く、もっと安いものを買えば良い。電話とメール機能があればそれで良いのではないか？スマートフォンにする必要すらない。増税を国民に強いる反面、異常な無駄遣い。家計でも収入が減れば、支出を引き締めて当然なのに、人の金だと思って湯水のように使うから、赤字国債を乱発しなければならない事態になる。もう少し考えていただきたい。</p> <p>(3件)</p>	<p>衛星携帯電話の整備に関する御意見です。</p> <p>法務省においては、今後想定される大規模災害時において、国民の生命、財産、権利等を保護するためには、通信途絶等による被災地の孤立化を防止し、被災状況の迅速・正確な把握する必要があることから、発災時における安定的な連絡通信手段として、全国にある法務省所管官署に衛星携帯電話を整備することとし、そのための経費として約4億7,600万円が平成23年度第3次補正予算に計上されました。この予算額については、大手3社から見積書を徴した上で最も安価な単価をもって積算単価として計上したのですが、実際の調達に当たっては、会計法規に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、7,980万円で契約を締結しました。予算額と契約額との差額は、国庫に返納しております。</p> <p>今後とも、御意見を踏まえ、適切な予算の執行に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>・人権侵害救済法案において人権委員機関という別の部署を設けることは、また余分な経費や人件費を必要とするので、無駄遣いになります。まずは、国民に納得のいく説明をお願いします。</p> <p>・新しい人権救済機関(人権委員会)の設置に反対。人権擁護局があるでしょう？何十何百億と金を無駄遣いするな。危険な人権委員会の設置に反対だ。</p> <p>・国民は税金の無駄を省いてほしいと議員を選んだ。なのに、莫大な費用をかけ、公務員削減の流れに反してたくさん選任の人間を雇い、まったく国民の意思に反した政策です。こんな法案を通すことは国民の委託を受けて政治をしていることを忘れておられるとしか言いようがない、言語道断の行いです。人権侵害法案は国民の意思とはまったくかけ離れた政策であると強く断言します！絶対反対！！</p> <p>(上記と同旨 計25件)</p>	<p>人権救済機関の設置に関する御意見です。</p> <p>新たな人権救済機関の組織・権限の在り方等の詳細については、現在検討を進めているところであり、確定的なことは申し上げられませんが、新たな人権救済機関の予算・人員については、既存の組織を改廃・活用する方向で引き続き検討しているところです。</p> <p>なお、人権擁護委員に給与が支給されない点に変更はありません。</p> <p>※新たな人権救済機関の必要性等については、「Q&A(新たな人権救済機関の設置について)」(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00041.html)にも掲載していますので、御参照ください。</p>
<p>・卓上カレンダーもらったがすぐ資源ゴミとなった。使う人がいるのか疑問である。金も資源も無駄使いなので作成しないでいただきたい。</p> <p>・なぜFC2ブログにあのような偽善的な広告を張るのか？効果が多少でもあると思うからなのか？それよりも公務員が自らを正すほうが先ではないか？意識を上げるほうが先ではないか？ただ適当に予算を無駄遣いしていないか？よく考えていただきたい。</p> <p>(2件)</p>	<p>人権啓発活動に関する御意見です。</p> <p>法務省では、広く国民一人一人が人権尊重の理念を深めるため、国の責務として、あらゆる機会を通じて様々な人権啓発活動を行っております。</p> <p>御指摘の卓上カレンダーにつきましては、国民の皆様幅広く配布させていただき、同カレンダーを日常的に目にいただくことにより、年間を通じて人権課題に関する正しい認識を深めていただくことを目的として作成されました。</p> <p>また、御指摘のインターネットバナー広告については、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れたり、児童ポルノ画像が流出するなど、インターネットを悪用した行為が増えていることから、人権に関する正しい理解を深めていただくことを目的として作成されました。</p> <p>さらに、これらには、人権侵害による被害救済を求める必要が生じた場合には、速やかに人権擁護機関に連絡してもらうことなどを目的として、人権相談の電話番号等を掲載しております。</p> <p>啓発手法につきましては、様々な御意見があるところですが、今後とも、御意見を踏まえ、予算の効率的な執行に努めるとともに、分かりやすく親しみやすい人権啓発活動に努めてまいります。</p>
<p>地方公務員と国会議員歳費、政党交付金削減、年度末に予算を使いきるシステムの改善。</p>	<p>年度末の予算の使い切りに関する御意見です。</p> <p>現在、法務省では、副大臣をリーダーとする「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、年度末の駆け込み執行ないし予算使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、予算の執行状況を監視するとともに、会議、会同、研修、会計監査等の機会を通じ、予算執行の効率化に向けた職員の意識の向上に努めるなどしており、今後も、このような取組に努めてまいります。</p>
<p>静岡の入管出張所について、お昼の食事休憩は理解出来るが、交代で、電話対応くらい出来るのではないかと？他の支所は、ちゃんと対応している。職務怠慢ではないか？静岡入管だけ特別なのか？一般人は、黙って官僚の言う事を聞いているということか？</p>	<p>昼休み時間帯の電話対応に関する御意見です。</p> <p>地方入国管理局の出張所は、地方入国管理局の本局や支所と比べ、限られた人員で業務を行っているため、昼休み時間帯の電話対応は自動応答とさせていただいている官署もありますが、対応可能な出張所においては、フレックスタイム等を導入するなどして、昼休み時間帯の電話に対応していくこととしております。</p> <p>なお、外国人在留総合インフォメーションセンター(電話番号:0570-013904、海外から電話する場合の電話番号:03-5796-7112)では、午前8時30分から午後5時15分の間、相談を受け付けており、多言語(英語、韓国語、中国語及びスペイン語等)で対応していますので、同インフォメーションセンターも御利用ください。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>人権擁護局に対し、「これほど醜い日本人女性」http://handicap.scenecritique.com/というサイトがあり、日本人女性全てが人権侵害を受けているので、早急に対処して欲しいと、何度も連絡を入れたが、一切何もしていただけていない。</p> <p>外務省主催の「意見交換会」において、在日韓国・朝鮮人特別永住者の特権について批判的な意見を述べた人が「人権侵害」に当たると告発され、実際に呼び出された例もあると聞いている。</p> <p>在日朝鮮人の問題にはこの素早さ。対して、日本人の人権はほっぽらかし。こんな偏った仕事ぶりの局は存在しなくて結構である。</p> <p>財政難でもあるし、ムダなものはまるごと捨てていただきたい。</p>	<p>人権侵害事犯の対応に関する御意見です。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者の方からの申告等を端緒に、人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件の調査救済手続を開始します。救済手続においては、中立・公正な立場から関係者に対する事情聴取等を実施し、当事者の話し合いを仲介するなどして、当事者間の関係を調整したり、人権侵害の事実が認められれば、相手方に説示するなど、事案に応じた適切な措置を講じています。</p> <p>御指摘のような事案についても、被害者の方からの申告等があり、人権侵害の疑いがあれば、人権侵犯事件として調査を行うこととなります。</p> <p>今後引き続き、人権侵犯事件の適切な対応に努めてまいります。</p>
<p>現状の自動化ゲートの問題点は、①ゲートの設置台数があまりにも少なく、従来のゲートの方が、スムーズに通過できることが多い。②自動化ゲートの処理スピードが遅く、パスポートの読み取りと指紋認証の動作と画面の処理スピードにずれがあり、エラーを起こしスムーズな通過が出来ない人が多い。(よって、スムーズに通過できない)特に指紋認証時に押しつけなければならないが、指紋を認識しているのか？いつまで押しつけておけば良いのか分かり難い。新聞報道では、指紋登録に抵抗感があるとされていたが、従来のゲートより素早く通過できなければ、自動化ゲートの普及に繋がっていかないとと思われる。シンガポールのシステムを参考にされたい(台数、スピード共にストレスを感じない。)。利便性が悪いシステムの利用率は向上しないと思われる。ぜひとも現行のシステムの改良とゲートの増設をお願いしたい。</p>	<p>出入国審査時における自動化ゲートに関する御意見です。</p> <p>現在、法務大臣の私的懇談会として設置された「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」において、出入国審査の合理化の方策等について検討が行われています。同検討会議が昨年度法務大臣へ提出した中間報告では、現在設置されている自動化ゲートの利用の促進のため、自動化ゲートの複数台の設置が提言されています。</p> <p>この提言を受けて、法務省では24年度、自動化ゲートを複数台設置することの効果把握するため、一部の空港に複数台の自動化ゲートを設置し、実証実験を行う予定です。</p> <p>今後とも、御意見を踏まえ、自動化ゲートの利便の向上に努めてまいります。</p>
<p>最近の法務局の業務において、コピー機等を置かなくなった等、様々な改革があったが、正直に申して、役所等事業に携わる者として資料調査等、支障が生じ始めている。資料を打ち出すのをコンピュータ化して、一枚打ち出して渡されるが、資料はある地番毎に一件ではない。他の資料も見なくてはならず、判断するのに時間を要すものもあり、単純なことではない。このままでは、資料調査がままならず、誤ったまま登記等が行われても致し方ない事態になると危惧している。</p>	<p>法務局へのコインコピー機設置に関する御意見です。</p> <p>現在、地図のコンピュータ化に伴い、地図等については、証明書(又は写し)の交付を行っていることから、お客様自らが地図等について閲覧の請求を行った上で、コピーをとるといった場面が想定されないため、コインコピーの取扱いを廃止したものです。</p> <p>この取扱いによって、御心配される「誤ったまま登記等が行われても致し方ない事態になる危惧」というものの具体的な内容は、必ずしも明らかではありませんが、今後とも、国民の皆様の利便性が向上するよう各種のサービス提供に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(17件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (17件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局から遠方の申請者が建物の登記の有無を確認する場合は、窓口へ出向いて申請書を提出し有無の確認と建図の交付をしてもらっているが、登記が無かった場合は申請者の全くの無駄足となり、時間や交通費等の無駄にもなる。</p> <p>且つ法務局窓口でも事務の煩雑、待ち時間の増加で申請者の苦情の元にもなっている。そこで建物の有無確認を電話で出来る様に制度化すれば上記の問題も解決し法務局の受付事務の簡素化、迅速化そして経費の削減にも繋がり待ち時間の短縮化による申請者の満足度も向上すると思われる。一部の法務局では電話による登記の有無を確認できると聞いているが法務局により取扱がまちまちである。是非建物の登記の有無の電話による照会を制度化するよう検討をお願いしたい。</p>	<p>法務局における電話照会受付の制度化に関する御意見です。</p> <p>現在の不動産登記制度は、登記されている不動産の情報を提供するものであり(不動産登記法第119条参照)、登記されていない不動産の情報については、情報を提供することができません。このため、建物の登記がない場合については、登記事項証明書の請求に対する応答という形でその旨の情報を提供しているものであり、単なる建物の登記の有無について回答するということは、不動産登記制度の趣旨に沿ったものではないことに御理解願います。</p> <p>なお、ある土地上の建物の登記を確認する方法について、インターネットで登記情報を確認することができる登記情報提供サービスにおいては、平成24年2月20日から、請求のため、「土地からの建物検索指定」が可能となる予定です。</p>
<p>死刑が確定したものをいつまでも拘置所で生かしておくな、税金の無駄使いだ。刑を執行できない大臣は即刻辞めさせろ。囚人に対して金をかけるな、また刑務所に戻ってくるのは目に見えている。次に刑務所に戻ってくる時は前の事件より重い罪か同じ犯罪の繰り返しだろ。2回目以降は累犯なら死刑でいい。</p> <p>少年法でも少年は死刑にならないと思っている輩がいるんだから、厳罰化に改正して犯罪者は即処分されると世間に見せしめにすれば、馬鹿なことやるのが少しは少なくなるだろう。死刑囚に使う金、刑務所の囚人に使う金、裁判で無駄に長い審議する金、裁判員に使う金、みんな税金がかかっている。「人権」と言いたいなら、人の命を奪った人間に生きる権利はない。犯罪を起こした人間に一定の期間人権をはく奪して罪の重さを味あわせることも必要である。</p> <p>弁護士は、犯罪者にとっては罪を軽くしてくれる道具にしかならない。また、弁護士側は犯罪者は金づるであり、自分の名前を売り出す看板でしかない。金をかけるなら、一般国民が安全に住みやすく過ごしやすい国作りに使ってほしい。犯罪者に金銭は必要ない。</p>	<p>死刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですから、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることに御理解願います。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>・受刑者の必要経費は、受刑者が支払うべきではないのか。一部であろうと税金で賄うのは解せない。その予算を被災者救済に当ててほしい。まじめに働いている人の税金で加害者を養うのは悔しく思う。</p> <p>・刑務所は有料として税金は一切使用しない。</p> <p>(2件)</p>	<p>受刑者の必要経費に関する御意見です。</p> <p>刑事施設は、法令に基づき、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を受ける者を強制的に施設へ収容し社会から隔離するだけでなく、改善指導、矯正教育、就労支援など改善更生、円滑な社会復帰に向けた各種働き掛けを行い、社会の治安の維持・回復を図ることを目的としており、刑事事件の多くが、犯罪を繰り返す者によって引き起こされている現状から、「国民生活の安定・安全」を実現する上で、刑事施設において再犯防止への種々の取組みをすることが重要であります。</p> <p>このように、刑事施設において、受刑者等の身柄を確保して刑を執行し、再犯防止に向けた効果的な矯正処遇を実施することは国の責務である上、これは再犯を防止し、「国民生活の安定・安全」の実現という社会全般の利益につながるものであることから、国費により実施しているところであり、単に加害者を養うために実施しているものではありません。</p> <p>なお、懲役受刑者に義務付けられている刑務作業の実施により生じた収入は国の歳入に組み込まれています。</p> <p>今後も引き続き、御意見の趣旨を踏まえ、予算の効率的執行に努めてまいります。</p>
<p>・税金の「ムダ使いを」少しでも無くすため。死刑囚の執行を急ぐべき。</p> <p>・早く全員死刑にしる！国民の税金で犯罪者を食わせるなんて、無駄遣いもいいところ！</p> <p>・オウム死刑確定判決13人死刑執行無駄がね税金使用無駄だ</p> <p>・法務大臣には職務をまっとうしてもらいたい。いつまでもダラダラと死刑囚に食わせておくな！税金の無駄使いである。</p> <p>・犯罪者を養うために働いて納税している訳ではありません。職務を遂行しない大臣を養うためでもありません。私たちがおさめた税金を無駄遣いしないでいただきたい。</p> <p>・死刑執行は法律で定められてるんだから死刑執行については法律が変わるとかしない限り執行してほしい。</p> <p>・死刑囚の刑の執行を行わないことは法的にも問題があり、また死刑を行わずにいることで死刑囚の長期の生存に掛かる税金も無駄の一つであると考えます。再審請求などを行っていない限り、そして法務大臣の職責の一つとして、さらに税金の無駄遣いをなくすためにも死刑囚の刑の執行を可及的速やかに行うべきである。</p> <p>(上記と同旨 計9件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>法務局印鑑カードをICカード化し、電子証明書を記録する。(公的個人認証サービスと同等のレベルに改善する)</p> <p>印鑑証明書1通500円に対して、会社・法人の電子証明書3ヶ月(最短)で2500円の状況では、従来どおりの交付請求方法がもっとも合理的である。このままでは、いつまでたっても電子政府は実現しないと思う。(つまり予算のムダ)。昨年、新システムを稼働させているが、稼働させる以前に費用対効果がないことは自明。</p>	<p>法務局において発行している印鑑カードに関する御意見です。</p> <p>印鑑カードのICカード化は、利用者の利便性に資するものとして有用であると考えますが、導入のためには、費用対効果を慎重に検討する必要があり、現段階ではその実施は困難な状況にあります。</p> <p>なお、電子証明書の手数料については、物価の状況、電子証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとされており(商業登記法第13条第1項)、現在の手数料の額は、電子証明書を発行するために要する人件費、システム経費等を基に算出され、また、電子証明書が証明期間中に有効である限り何度でも利用することができることも考慮されて定められておりますので、御理解願います。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>・刑務所の食事をインターネットで拝見したところ、あまりに豪華で庶民の食事とあまりにかけ離れており、これでは更生する気持ちもなくなり、社会に出ても犯罪を犯して戻りたくなるであろう。</p> <p>子供のいる家庭を考慮し仮にこれを成人3人分に変換したとしても一人2万5千円にも満たない。外国人の犯罪が減らないのもそこが食事が豪華でホテル暮らしのようだとわかれるからである。日本の刑務所に三ヶ月いたら餓死するくらいの厳しさが必要ではないか。だれも犯罪者に更生して欲しいとは思わないと思う。がりがりにやせ衰えて体力も考える気力もなくなってくれた方がマシである。なぜならまた犯罪を犯して欲しくないから。私たちの血税がこんなに豪華な食事に使われるなんて許せない！狭いところに押し込めて、日に2回くらいのおかゆ程度にすべき。</p> <p>・無駄なご飯を食べさせるな！ 死刑になるような事をしたのだから、さっさと死刑執行しろ！！</p> <p>(2件)</p>	<p>矯正施設の食事及び死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>矯正施設は、法令に基づき、犯罪者等を強制的に施設に収容し、身柄を確保していることから、適正な収容生活環境を維持する必要があります。</p> <p>被収容者の食事は、被収容者の生命及び基本的な日常生活に必要な不可欠なものであり、健康及び体力の保持、刑務作業の形態等を考慮し、収容生活において必要な食事を支給しているものです。したがって、一般社会とかけ離れた豪華な食事を支給しているものではありません。</p> <p>また、一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>農業ハウスの専業農家をしている者である。先日、ネットで徳島刑務所を拝見した。約1000名のお世話をしているとのことであるが、今の時代東北の震災、各地の災害を見て私も幾らかボランティアとか災害の助け合いを考えましたが、色々考えて家族とも相談をし、作物を作って刑務所さんに買ってもらうのなら商売になり、ボランティア精神に反するので、施設付きで作物をつくる技術を發揮させてください、私も生活がありますので、幾らか報酬は下さいアルバイト程度と考えています。</p> <p>それにより、1000名さんの食材を業者さんから購入するよりはるかに安価で調達出来ると思われる。このようなシステムは無いと言われればそれで終わりですが今までの、やり方を変えてみてはどうか、私のボランティアも遂行出来る。御検討下さい。</p>	<p>矯正施設における農作物の栽培に関する御意見です。</p> <p>被収容者の食事については、年齢、性別、刑務作業の形態等により定められた標準栄養量に基づき給与しているところであり、安定した食事の給与、食中毒の防止等のほか、バランスのとれた食事を給与するため、時節に応じた食材をはじめ幅広く種々の食材を活用しているところであります。</p> <p>御意見の趣旨は、施設において食材等を栽培することにより、より安価に食材を供給できるという提案であると思いますが、施設では農作物の栽培に活用できるスペースが少なく、食材についても栽培種類が限られるとともに、1年を通じ、被収容者の収容人員に応じて必要となる食材量を安定的に供給することは困難であると考えられます。</p> <p>現在、食材等の購入手続は、会計法令に基づき、一般競争入札を実施するなど適正な予算執行に努めているところであり、地域の食材を活用することにより、少しでも地域産業への貢献ができればと考えております。</p> <p>また、地域の方々が施設において農作物をつくる技術を發揮する手段として、職業訓練等の指導者として農業に関する技術を付与する方法があると思いますが、現在、御意見をいただきました徳島刑務所においては、農業に関する職業訓練等は実施していないところであります。</p> <p>しかしながら、今回の御意見の趣旨は、施設運営への協力や効率的な予算執行に関する提案でありますので、今後も引き続き、御提案の趣旨を踏まえ、予算の効率的執行に努めてまいります。</p>

平成23年度 職員の意見・提案に対する対応状況

対応可能なもの

(24件)

【意見・提案のとおり対応するもの】(3件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>少年院・少年鑑別所に勤務する法務教官等の身分証明書の有効期間を5年間にすべきである。 刑務官の職員証の有効期間は5年間となっているのに対し、法務教官等の身分証明書の有効期間は、発行の日より1年間となっているため、毎年、身分証明書を作成するために必要な用紙代、写真代等が多く消費されている。</p>	<p>法務教官等の身分証明書に係る規程等の改正については、現在検討中であり、平成24年3月までに実施できる予定である。</p>
<p>登記業務等のコンピューター化以外の部門のパソコンに係るプリンターの設置台数が多いと思われる。プリンターを複数のパソコンで使用することにより、プリンター設置費用及び維持費の大幅縮減を図るべきである。</p>	<p>OA機器の最適な配備計画については、現在、用途・使用頻度等を勘案した上で、コスト削減及び環境配慮の観点から策定を検討しており、平成24年3月までには、意見・提案の内容を実現できる予定である。</p>
<p>法務局支局に供用中の法務局通信ネットワーク(LAN)パソコン専用プリンタについては、両面印刷機能がないため、両面印刷ユニットを付加するか、又は両面印刷機能のあるプリンタに更新するか、若しくは既存の同機能のある複合機に接続し、両面印刷を活用してPPC用紙の使用量を削減するべきである。</p>	<p>法務局通信ネットワークについては、現在、既存の複合機等への接続作業を進めているところであり、これにより、意見・提案の内容を実現できる予定である(接続作業は、平成25年3月までに完了を予定している。)</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(21件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>電気料金の値上げが予想される中、長期的視野に立って資源の有効活用として太陽光パネルを設置して太陽発電庁を大幅に増やすべきである。</p>	<p>太陽光発電パネルの設置については、施設の新営又は設備の更新時には、その施設の特長や構造等を検討して一部の施設においては既に整備を行ってきたところであり、今後も、太陽光発電のみならず自然エネルギーの有効活用について検討し、その必要性、妥当性を考慮した上で適切に対応する。</p>
<p>ソーラーパネルの積極的導入を行うべきである。 LEDの導入を行うべきである。 感知式スイッチによる照明設備への改修を行うべきである。 単に居残っている残業を廃止するべきである。</p>	<p>太陽光発電装置、LED照明、感知式スイッチ等の導入については、施設の新営又は設備の更新時に、その施設の特長や構造等を検討して一部の施設では既に対応を行っている。今後も、その必要性を考慮した上で適切に対応する。 超過勤務命令は、在庁している時間全てに超過勤務命令が発せられているものではなく、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長又はその権限を委任された者が命ずるものであり、適切に運用されているものと思料する。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>「予算を使いきる」から「予算を余らせて返す」に。年度末に無駄な予算執行をする必要があるのか。なるべく余らせて返すべきである。</p>	<p>現在、年度末の使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化に向けた取組を実施しており、会議・会同、研修、会計監査において適宜適切に指導している。なお、配賦された予算に残額が生じた場合は、返納している。</p>
<p>事務用PCのメモリーを増設すべきであり、業務効率の無駄をなくすべきである。 法務局の事務用PCのメモリーは、多くが256MBであり、OSが動く最低限しかない。最新のセキュリティソフトは最低必要メモリーが1GBであるから、256MBのままインターネットに接続しているPCは、ほとんど使用不能の域に達している。 少なくともウイルスチェックをしながらワードが使えるくらいのメモリーを増設すべきである。</p>	<p>法務局事務用PCのメモリーについては、PCの更新等が今後予定されていることから、予算の効率的な執行を踏まえつつ、業務効率の向上のための対策の一つとして適宜検討する。</p>
<p>全国の刑務所・少年院等の支所等が多すぎるので、削減すべきである。 交通手段の未発達の時代の遺物である。支所勤務は、主に地元民の勤務先となっており、収容人員も少ないため、楽な勤務先という理由で温存されている。離島部や遠隔地以外の道路事情の条件が悪くない支所から順に閉鎖していったらどうか。</p>	<p>矯正施設の支所等については、これまでも、収容人員の増減、業務量の動向、当該地域における交通事情及び司法機関との関係等を考慮して統廃合が実施されているものであるところ、今後も、国民の安心・安全の確保という行政サービスを果たす目的に照らし、諸事情を考慮して支所等の効率的な配置を図っていく。</p>
<p>少年鑑別所においては、歯磨粉は少年の生活上必要なものであるが、本省で一括購入を行い、管理換される物品は、管理換されるまでのようなものが来るか分からない。少年鑑別所は、収容期間がおおよそ1か月であり、1人の少年がその間に家庭用の歯磨粉1本を使い切ることは、ほぼ不可能である。 効率的に予算を執行するために、本省で一括購入する歯磨粉のうち、購入するサイズを家庭用ではなく旅行用に変更し、一括購入して各施設に管理換をすれば効率的に予算が執行できるのではないか。</p>	<p>各施設における歯磨粉については、各施設の執行実績等を勘案し、効率的かつ効果的な予算執行に努めており、歯磨粉のサイズについては、施設の使用状況に加え、汎用性や一括購入によるコストメリット等を踏まえて計画的に調達しているところであり、各施設で使用するに当たっては、支給期間等を踏まえ、あらかじめ小分けして支給するなど、効率的執行に努めるよう指導しているところであり、引き続き、施設の実情に応じて、効率的・効果的な予算執行に努めるよう指導する。</p>
<p>数年前から取外し可能タイプになった制帽の帽章は、給貸与を帽子本体と切りはなし、ロングライフ化するべきである。</p>	<p>刑務官の制帽及び帽章については、それぞれ個々の使用状況、一人当たりの貸与数量等を勘案し、制帽、帽章別に必要な整備計画を策定し、効率的かつ効果的な調達に努めているところである。</p>
<p>合同庁舎の運営につき、分担金として支払いを全ての入居官庁が行う方法は効率が悪い。合同庁舎の支払いは、管理庁のみで行うこととするべきである。 一つの支払いを分担せずに、一つの官庁が行うこととし、不公平が生じないよう他の支払いは他の官庁が行うなど、複数の官庁で同じ処理を行わない。</p>	<p>合同庁舎の管理官署となっている府省及び入居する関係府省においては、合同庁舎管理予算の一括計上などの方策による契約・支払事務の省力化について22年度に検討を開始し、1年以内を目処に結論を得るとの方向性で進められているところである。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>非常食の購入について、支出予算を被收容者食糧費とする場合には、非常食の購入分を別途予算化するか、被收容者食糧費以外からの支出を可能とするべきである。</p>	<p>被收容者用の非常食については、平成7年度補正予算(第1号)において、阪神・淡路大震災発生に伴う防災対策経費として、3日分の非常食の備蓄に係る経費が認められた。</p> <p>本年度は、補正予算(第3号)において、東日本大震災発生に伴い仙台管内矯正施設の業務継続のために緊急搬送して使用した全国の矯正施設の備蓄非常食の補填分に加え、業務継続に必要となる非常食の見直しを行い、更に4日分の備蓄非常食を要求し、予算措置を講じているところである。</p>
<p>收容棟居室内に備えているテレビについて、こまめにスイッチを切ることで経費削減を図るべきであり、被收容者に節電意識を周知するべきである。</p>	<p>予算の効率的執行等の観点から常に節電に努めるよう各施設に繰り返し指導しているところであり、本年度は、東日本大震災に伴う東京・東北電力管内の電力供給力の減少等を受けて策定された「法務省節電実行計画」に基づいて更なる節電を図っている。</p> <p>なお、各施設においては、本提案内容を含め、日ごろから被收容者へ節電の必要性を周知徹底していると思料するが、引き続き、施設の実情に応じた効率的かつ効果的な節電対策を講じるよう指導する。</p>
<p>事務室内照明の効率化。照明にかかる電気使用量が大きいと、蛍光灯の点灯単位本数の少数化及び必要に応じた補助照明の活用を行うべきである。報告文書の情報共有化を行うべきである。開庁時間の短縮を行うべきである。電話台数を減らすべきである。</p>	<p>室内照明については、蛍光灯の間引きや部分消灯を行うなどして、業務の遂行に影響を及ぼさないよう必要な照度を確保して効率化を図っている。</p> <p>報告文書を含めた各種文書の情報については、組織内LAN等の各種ネットワークを活用するなどして情報の共有化を図っている。</p> <p>開庁時間の短縮を法務省のみで行うことは困難であるが、休暇取得の促進や超過勤務の縮減に取り組むことで、職員の在庁時間の縮減に努めている。</p> <p>電話台数については、行政サービスの質の確保と費用対効果等を勘案し、適宜台数を削減して業務に必要な台数を設置している。</p>
<p>当局ではお客様用ではなく職員の喫煙者のためだけに喫煙のための個室やスペースを確保している庁がある。その場所には数十万円もする喫煙設備が設けられているが、一方で喫煙スペースを確保できない庁は、庁舎内で喫煙をしているのが実情である。当局の事務室スペースは決して十分な広さがあるとは言えず、現在、庁舎内で確保されている喫煙スペースについては廃止し、事務室として有効利用してはどうか。</p> <p>また、喫煙者は喫煙のために事務室を離れるわけであるが、喫煙者の中には1日の内、通算で1時間以上も喫煙のために職場を離れている者がおり、こういった者が業務終了後に超過勤務を行い、平気な顔をして税金から支出される超過勤務手当をもらうことは許されるはずがない。</p> <p>勤務時間中の喫煙は禁止し、庁舎内にある職員のためだけの喫煙スペースはすべて撤去すべきであり、これが事務室として有効活用を図り、無駄な超過勤務手当の支給を行わないことに繋がる。</p>	<p>法務省は、健康増進法並びに厚生労働省の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」及び人事院の「職場における喫煙対策に関する指針」に従い、受動喫煙防止対策や快適な職場環境の形成の促進を図るため、事務室及び会議室等においては全面禁煙としている。一方、喫煙対策を円滑に推進するためには、喫煙者而非喫煙者が相互の立場を十分理解することが必要であり、喫煙者是非喫煙者の受動喫煙の防止に十分配慮し、非喫煙者は喫煙者が所定の喫煙室等で喫煙することに対して理解することが望まれる。なお、超過勤務命令は、在庁している時間全てに超過勤務命令が発せられているものではなく、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長又はその権限を委任された者が命ずるものであり、適切に運用されているものと思料する。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>検察事務官(立会事務官)の事務内容を整理して簡略化等すれば、経費の削減につながるのではないかと。</p> <p>① 身上照会書の発送の統合 現在、立会事務官は、各市町村役場宛に身上照会書を発送しているが、同日に同一の宛先に複数の封書が郵送されている。これを文書発送担当者がとりまとめ1通の封書で送るようにすれば通信費及び紙代が大幅に節約できる。</p> <p>② 検察庁間におけるメール添付文書のPDFファイル化の禁止 現在、検察庁間で行う照会・回答業務において、一部の地検では、ワープロで作成した照会書・送付依頼書をいったん印刷し、それに作成者が押印したものをスキャナで読み取ってPDFファイル化し、その上でそのPDFファイルをメールに添付して送信しないと受け付けてくれないため、紙、電気代、勤務時間の浪費となっている。検察庁間における照会・回答業務において、送付依頼文書をPDFファイル化してメールに添付するのは禁止した方が良くと思う。</p>	<p>① 身上照会は、捜査を尽くす上で大変重要な照会事務であり、遅滞なく行う必要がある業務である。各区町村宛での身上照会書の送付数及び重複数は、各庁の業務の繁閑に左右されるものであるため、全庁一律の取扱いをするのではなく、各庁における受理人員数や職員数等の実情に応じて対応を検討していきたい。</p> <p>② 文書の押印、決裁等の取扱いは、各種例規等による運用が図られており、電子メール等を使用して、電磁的記録による文書を送付する場合には、公印の押印を省略することができる旨各庁の例規等において定められている場合もあると承知している。</p> <p>また、電子メール等の添付ファイルのデータ形式については、各種事務手続、送信する内容に応じた取扱いとなるものと考えられ、法務省において一律にデータ形式を定めるものではないと考える。なお、一部の照会・回答業務においてメールにより電磁的記録を送信する取扱いについて、現在、検察総合情報管理システムの機能を追加することによる省力化の取扱いを検討しているところである。</p>
<p>電子複写機の保守契約等、複数年継続することが予定されているものについては、複数年契約を可能とし、コストダウンを図るべきである。</p>	<p>複写機の保守契約については、ライフサイクルコストを勘案し、新規購入時に複数年(5年間)の保守契約を想定した総価方式による入札を実施した上で購入契約を締結している。</p>
<p>旅費事務については、特に遠距離の出張や初めての路程の出張において、出張路程の作成に長時間を要するケースがあり、事務処理上著しく非効率となっていること、また、職員に対しては日当を除いて旅費は支給せず現物支給とすることが旅費の透明化を確保できると思われることから、旅費事務のアウトソーシングを行うべきである。</p>	<p>パック商品手配等の民間業者へのアウトソーシングについては、「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に基づき、法務本省においては平成22年12月から実施済みであり、実施状況及び効果の検証を行った結果、旅費の節減及び業務の効率化が認められているものである。</p> <p>所管各庁に対しては、平成22年11月26日付け法務省令第2131号法務省大臣官房会計課監査室長事務連絡「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」を发出し、パック商品手配等を民間業者へアウトソーシングすることの検討を要請しているところである。</p> <p>なお、法務本省における前記のアウトソーシングにおいては、委託事業者は乗車券等を出張者に手交し、支出官は乗車券等の料金を事業者に支払い、日当を出張者に支払うこととしている。</p>
<p>本省、管区レベルの会同、担当者打合せ会、説明会等の会議に、積極的に電子会議を導入する。</p> <p>直接、面と向かって話をしなくても目的を達することができるものについては、電子会議を導入することで、旅費にかかる金銭的成本、出席者の移動に要する時間コスト、当該出席者が欠けることによる職場への影響を抑えることができることから、全法務局に、電子会議システムを導入する。</p>	<p>法務局が主催する会議・会同は、関係者が一堂に会し、単なる報告会に終わることなく今後の行政運営に資するような実質的な討議を行っているものである。</p> <p>御意見の電子会議システムの導入については、導入の必要性を含め検討する必要があるものと考えており、同システムで行える会議・会同があれば積極的に活用していきたい。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>事務の効率化が果たせれば、超勤予算の縮減にもつながることから、事務用パソコンの更新又は機能アップを、法務局・地方法務局の判断で可能としてほしい。</p> <p>現状、OA機器最適化の観点から、一人一台以上体制が解消するまでの間、パソコンを更新することができず、また、法務局LAN端末において、メモリの増設をすることが認められていない。このため、耐用期間を遙かに超えた低スペックのパソコンを使用し、故障しても更新することができないため、修理して使用している。</p> <p>なお、法務局LANに一本化される予定であるが、局独自に購入したパソコンに比して、法務局LAN端末として配備されたパソコンは低スペックであり、能力不足である。</p>	<p>法務局通信ネットワークについては、現在、各局LANとの統合作業を進めているところであり、計画終了時(平成24年度末)には、各局の庶務課、職員課及び会計課において1人1台が配備される予定である。</p> <p>端末の仕様については、予算事情を考慮しながら、事務に支障を来さない程度の十分なスペックの保持に努めたい。</p>
<p>法務局の事業、特に登記関係の各種事業の多くは、いずれの局においても数量を除いて全く同じ仕様であることから、本省一括入札を実施すれば、落札額を縮減することができるのではないかと。</p> <p>また、各局が別々に予定価格を積算することは、非効率であると思われることから、予定価格積算方法を一本化してほしい。</p>	<p>汎用的な物品・役務の調達に関しては、既に管区機関単位あるいは本省において一括調達を実施しているところである。</p> <p>なお、法務局がそれぞれの実情を踏まえて実施する各種事業については、調達手続から事業の実施に至るまで、各局の責任において実施すべきものと考えている。</p>
<p>予算が不足する科目については増額要求し、余裕がある科目については減額要求するべきであろうが、ある程度流動的にできるのであれば、真に必要な事業に積極的に予算を執行でき、いわゆる「無駄遣い」を減らすことができると思われることから、目の流用を認めてほしい。</p> <p>ゼロ執行、ゼロ決算については、「無理に使い切らなくて良い。」とされながら、他方で「必要とされる事業は遠慮なく執行し、我慢しなくて良い。」とされ、無理に使い切る必要はないが、極力ゼロに近づけるという方針であると解釈している。</p>	<p>現在、年度末の使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化に向けた取組を実施しており、会議・会同、研修、会計監査において適宜適切に指導している。</p> <p>予算配分等を事業内容や業務にあったものに見直すことについては重要であるものと認識しており、引き続き、適切な予算要求、予算示達に努める。</p> <p>なお、予算科目の目は、歳出の対象及び目的を分類するために定められているが、予算執行上、目間の流用が必要と認められる場合は、財務大臣の承認を得て目間の流用を行っている。</p>
<p>出張等に係る日当(旅費法第20条)は、一律支給しない取扱いとするべきである。また、出張等の宿泊料は、宿泊料定額(旅費法第21条)を支給するのではなく、実費支給とするべきである。なお、旅行代理店等へのアウトソーシングを早期に実施し、パック商品、JRチケット及び宿泊費を全て当該代理店への支払とすることにより事務の簡素化が図られる。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日当及び宿泊料の取扱いの変更を当省限りの判断で行うことは困難であるが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p> <p>パック商品手配等の民間業者へのアウトソーシングについては、「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に基づき、法務本省においては平成22年12月から実施済みであり、実施状況及び効果の検証を行った結果、旅費の節減及び業務の効率化が認められているものである。</p> <p>所管各庁に対しては、平成22年11月26日付け法務省令第2131号法務省大臣官房会計課監査室長事務連絡「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」を发出し、パック商品手配等を民間業者へアウトソーシングすることの検討を要請している。</p> <p>なお、法務本省における前記のアウトソーシングにおいては、委託事業者は乗車券等を出張者に手交し、支出官は乗車券等の料金を事業者へ支払い、日当を出張者に支払うこととしている。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>ウォームビズを推進し、事務室内の暖房温度を低く設定することが必要ではないか。</p> <p>夏季のクールビズに比べて、冬季のウォームビズはあまり周知されていないと感じる。一般的に夏季の温度設定を1℃上げるよりも冬季の温度設定を1℃下げることの方が効果が大きいとされているため、積極的に取り組むべきである。</p>	<p>ウォームビズの推進については、資源エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議における決定を受け、本省局部課及び所管各庁に対し、「冬季の省エネルギー対策について」(平成23年11月2日付け会計課長依命通知)を発出し、「暖房中の室温19℃を徹底するほか、ウォームビズを心がけること」等を実施する旨周知しており、法務省全体で冬季の省エネルギー対策に取り組んでおり、引き続き、冬季及び夏季の省エネルギー対策については特に努めていきたい。</p>

現時点では対応困難なもの

(11件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】(11件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>日当の減額が旅費マニュアルで実施されているが、日当自体を廃止するべきである。 請求書を作るのに日当の距離と諸雑費の概念が複雑で、時間がかかりすぎ、職員の業務の効率化に役立っていない。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日当の廃止を当省限りの判断で行うことは困難である。また、旅費標準マニュアルについても当省限りの判断で取扱いを変更することはできないが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p>
<p>宿泊費については、定額ではなく領収書の実費額と夕・朝食代金などの請求にすべきである。 出張では原則パックの利用を求められているが、パック設定のない地域があり、パックの場合と宿泊費の定額支給では差があり、不均衡感がある。 旅行パックに含まれていない安価なホテルも利用でき、急な出張でパック予約できない等の場合でも、宿泊費が実費額であれば国費の節約となる。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、宿泊費の在り方を当省限りの判断で行うことは困難であるが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p>
<p>日額旅費の支給については、旅費法第26条、法務省所管内国旅費取扱い規程第15条に定められているところであるが、旅費業務に関する標準マニュアル(改訂版)の実施及び府省共通旅費システムの導入が遅いため、支給事務が煩雑になっている。また予算執行の効率化を勘案すれば、各省各庁の判断で公平性が担保されない旅費法第46条に基づく減額支給より、交通費実費が伴わない一般業務日額旅費(矯正関係護送自動車等)が支給される旅行に対しては一律不支給とするべきである。 また、現在2日間で長期間として取扱われている研修日額旅費の支給されている本省への研修のための旅行などは通常旅行として取扱われるべきである。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日額旅費の在り方を当省限りの判断で決定することは困難であるが、費用負担の実態を考慮した上で、冗費節減に努めるとともに、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を考慮しつつ、行政コスト削減に資するよう努める。</p>
<p>人事異動の2年サイクル及び5級以下職員の管外異動を見直すべきである。 現在の異動にかかる旅費及び手当等は省全体で大きな予算額をしめている。異動サイクル等の見直しをはかり、予算の節約を図るべきである。 人事の硬直化は組織の発展に大きく弊害となるが、現在の予算の厳しい状況下では異動サイクルの見直し(3年)、管外異動の縮減等により、かなりの旅費等の予算縮減が可能となると思われる。</p>	<p>人事異動については、適正な組織運営・管理等を行うため、業務上の必要性等の諸般の事情を考慮した上で適時適切に実施しており、経費削減を最優先に考えて人事異動を行うことは困難であるが、今後も、できる限り経費削減にも配慮していきたい。</p>
<p>現在の各業務システムは、MS社のofficeをベースにしているが、今後は無料のOpen officeをベースに開発し、パソコンのOSをMS社からLinuxに切り替えるべきである。 Linuxは無料であり、低性能のパソコンでも動作する。Linuxはウィルス対策が不要である。</p>	<p>現在の各業務システムは、Microsoft社製品で動作するように構築されていることから、Linux対応のパソコンに移行した場合は、現在の情報システムの資産が利用できなくなり、新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となることが想定され、導入には慎重な検討が必要である。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>無償OS等を導入し、経費節減すべきである。セキュリティ上の問題が少ないインターネット用専用端末、または、スタンドアロンとして使用しているモバイルPCから導入する。</p> <p>法規集及び判例集の経費及びメンテナンスの省力化について、使用頻度に比して手間がかかっており、必要性及び経費を勘案のうえ、ペーパーレス化すべきである。</p> <p>遠距離通勤を解消すべきである。 単身赴任を解消すべきである。</p>	<p>無償OSの導入は、現状においては、情報セキュリティ対策等の観点から導入は困難であり、仮に無償OSの導入が可能となった場合でも、現在の情報システムの資産が利用できなくなり、新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となるなど、導入には慎重な検討が必要である。</p> <p>法規集及び判例集等の部数については、使用頻度等に応じた必要最小限の整備としており、経費の縮減及び差替え作業の省力化は図られているところである。なお、判例集等のペーパーレス化については、公刊物のデータ化は新たな経費が生じるおそれがあり、膨大なデータ容量がもたらすサーバ及び回線等ネットワークへの負荷を考慮すると現状での変更は困難である。</p> <p>職員の住宅事情には、個人の私生活上の事情もあることから、遠距離通勤を一律に解消することは困難である。</p> <p>人事異動については、業務上の必要性等の諸事情を考慮した上で、適時適切に人員配置が実施されており、もっぱら単身赴任を解消することのみを最優先に人事異動を行うことは困難であるが、今後も総合的観点をもって経費削減に取り組む。</p>
<p>不動産登記の事前通知を发出後、申請人の都合により取下等を行った場合、再度同じ事案について事前通知を行う際の郵送費用は申請人の負担とする。</p>	<p>不動産登記法第23条第1項では、申請人が登記識別情報を提供すべき申請において、登記識別情報の提供をすることができない場合、登記官が、事前通知等の手続きによって、申請人となるべき登記名義人の本人確認を行うことを定めており、このような事前通知制度の趣旨に照らすと、以前に取り下げられたことがある場合に限り、事前通知の郵送料を申請人の負担とすることは困難である。</p>
<p>喜連川社会復帰促進センターのテレビ監視にSPCが複数名いるが、1名で良いのではないか。一方、警備隊にSPC1名を配置しても良いのではないか。また、医務課に国の職員を配置しているのは無駄ではないか。</p> <p>民間職員の配置が良く回っていないので、民間と国職員の配置見直しが必要と思われる。</p>	<p>喜連川社会復帰促進センター等の運営事業は、国がSPC(PFI事業を実施するために設立された特別目的会社)に運営業務の一部を委託しており、SPCは契約書及び要求水準書等に基づき、各種の業務遂行に必要と考えられる人員を配置している。</p> <p>したがって、国は、SPCが配置している人員についてではなく、委託している業務の水準を満たしているか否かを確認することとなり、毎月又は随時に業務が適正に遂行されているかモニタリングを実施している。</p> <p>なお、総合監視卓監視業務に従事する者は、監視カメラによる監視(テレビ監視)のほか、警備機器の点検、事故発生時の映像の録画など、複数の業務を兼ねるために、複数名配置されていると承知しているところであり、また、施設警備隊の隊員は関係訓令において、刑務官を充てることが定められており、SPCの従事職員を当該業務に従事させることはできない。</p> <p>医務課職員の配置については、関係通達において定められているところであり、喜連川社会復帰促進センターの実情を調査したところ、SPCへ委託している業務のほか、被収容者への公権力を伴う指示等、国の職員でなければ行うことができない業務があることから、国の職員を配置しているところであり、適正な職員配置である。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>電気、ガス、水道及び電話料金の自動引き落としを可能とする法整備を行うべきである。</p> <p>これらの支払は、家庭であれば自動で口座引落としができ、事務手続が不要であるのに、国の事務となると、分担、目割、支出決議手続等の複雑な事務処理を行い、行政コストに無駄があると思われる。</p>	<p>国の会計事務は、往々にしてその手続に時間がかかることは御指摘のとおりであり、これは、財源が税金等であることから、国の会計経理に透明性及び正確性が求められていることにも由来している。</p> <p>光熱水料等を金融機関の口座から自動引落としにより支払うためには、会計法令の改正が必要であり、会計法令の所管は財務省であることから、当省の判断で法令改正を行うことは困難であるが、御指摘の趣旨を踏まえ、当省で対応可能な内部的な事務処理方法等について検討するなど、今後も業務の効率化に努めたい。</p>
<p>物品購入に関する透明性、公正性、競争性を確保し、予算の効率化や事務処理の効率化を図るため、物品購入に関する「政府調達サイト(仮称)」を設置すべきである。</p> <p>政府調達サイト(仮称)は、インターネットで参入を希望する業者を募り、一定の事前審査を合格した者が調達に参入できることとする。事前審査を経ているため、入札手続きを不要とし、予定価格の設定も不要とする。大量購入の場合は競り下げ方式を実施する。インターネットで公開されることから透明性、公正性が確保され、各種の監視会議が不要となる。</p>	<p>国の調達手続については、会計法令等に基づいて統一的に行われていることから、当省限りの判断で見直すことは困難であるが、機会を捉えて関係省庁に対し、本意見を周知することとしたい。</p> <p>なお、内閣府公共サービス改革推進室において、行政コストの削減及び業務の効率化等を図るため、共同調達の導入、競り下げの試行などの取組を進めているところであり、当省としても積極的にこれらの取組を行いたいと考えている。</p>
<p>旅費業務の効率化のため、決裁階層の簡素化を図るべきである。</p> <p>具体的には、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針第4条関係第1項第2号により、旅行命令権者を地方支分部局等の課長級職員に再委任する。</p> <p>「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」によると、「法務省所管内国旅費取扱規程第6条においては、地方支分部局等の課長級職員に対し再委任をすることを想定していないことから、当省においては、今後、旅費業務の効率化が図れるか検討するものとし、当分の間、現行どおりとする。」とされている。</p> <p>本事務連絡が発出されてから約1年が経過し、十分に検討がなされたことと考えるが、旅行命令権者を地方支分部局等の課長級職員に再委任をすることにより、決裁に要する時間が短縮され(簡素化)、旅費業務の効率化につながると思われるので、当省においても実施すべきである。</p>	<p>旅行命令等を発する権限を再委任する場合は、予算管理を適正に行うことが求められるが、旅行命令権者を細分化すると、全体的・効率的な観点からの予算管理が困難となることが懸念される。また、旅行命令権者は、旅費の請求内容のチェックを適正に行うことが求められるところ、請求内容のチェックについては専門性が求められること、さらに、旅行命令を発した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿を支出官に提示する必要があるところ、所管各庁においては、旅行命令権者は支出官を兼務している場合が多いことから、再委任した場合、事務が非効率となることも考えられる。</p> <p>以上のことなどから、旅行命令権者については、集約して事務処理を行う方が効率的であるとも考えられるところであるが、内閣官房IT担当室における議論や各府省の動向を見守りたい。</p>